

青森県報

号外第二十四号

平成二十二年
三月三十一日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則…………… (経 理 課) …… 一
青森県物品調達規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 二

訓 令

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… (総務学事課) …… 三
青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令…………… (防災消防課) …… 五

告 示

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程…………… (林 政 課) …… 六
会計管理者の事務の一部委任の一部改正…………… (経 理 課) …… 六

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十九号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項中第十六号を第十八号とし、第九号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 県政情報センターの行政資料の写しの作成及び送付に要する費用

十 県政情報センターの行政資料の頒布を有償による場合の当該行政資料の頒布代金及び送付に要する費用

第五十九条第二項中「千分の九百六十五」を「千分の九百六十八・五」に改める。

第八十一条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)に規定する職員の子ども手当(以下「子ども手当」という。)

第八十九条中「又は児童手当」を「児童手当又は子ども手当」に改める。

第九十一条中第十五号を第十六号とし、第三号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 子ども手当

第一百五十四条第三号中「年三・六パーセント」を「年三・三パーセント」に改める。

第一百七十一条中「及び授業料」を削る。

第三百三十九条中「児童手当」の下に「子ども手当」を加える。

第三百四十二条中「若しくは公所出納員」を「公所出納員若しくは公所会計員」に改める。

第三百五十条の見出しを「(自己検査)」に改め、同条第一項を次のように改める。

部局の長(知事部局、教育委員会事務局及び警察本部にあつては、課長(これに相当する職にある者を含む。))及び公所の長は、毎年二回以上その所管に係る第三百四十二条各号に掲げる事務について検査しなければならない。

第三百五十条第二項中「知事」の下に「教育委員会事務局及び」を、「教育長、」の下に「警察本部及び」を、「会計管理者」の下に「(知事部局、教育委員会事務局及び警察本部以外の部局にあつては、会計管理者)」を加える。

別記第二の第三十四条第十一項、第四十一条第二項及び第四項並びに第四十九条第三項中「#3.6パーセント」を「#3.3パーセント」に改める。

別表第一中「青森県立平内高等学校」及び「青森県立南郷高等学校」を削る。
第二十号様式の(その二)を次のように改める。

(その2) 県立高等学校授業料用

納 入 通 知 書

学年 組

生徒氏名 _____ 様

次のとおり納入してください。

青森県立 高等学校
校 長 印

年 額	
月 額	年度分 高等学校授業料として
ただし、	

発行番号	
納入期限	年 月 日
発行年月日	年 月 日
納入場所	

年 度	甲	
	乙	
科 目	節	
	節	
摘 要		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第二十四号様式の注2次のとおり加える。

6 県立高等学校の授業料の徴収に使用する場合には、住所氏名の欄に学年、組及び生徒氏名を記入すること。

第三十九号様式、第四十号様式及び第四十二号様式中
 $\frac{\text{「 965 } \text{」}}{1,000}$ を $\frac{\text{「 968.5 } \text{」}}{1,000}$ に改

める。

第六十四号様式の(1)の注の3及び(2)の注の1並びに第六十七号様式の注の1中「及び児童手当」と「児童手当及び子ども手当」を改める。
 第五十九号様式中「公所の長」と「検査者」を改める。

附 則

- この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 改正後の青森県財務規則第五百四十四条及び別記第二の規定は、平成二十二年四月一日以後に締結する契約（同日前に青森県財務規則第五百六十六条の規定により契約の準備行為を行ったものを除く。）について適用し、同日前に締結した契約及び同日前に同条の規定により契約の準備行為を行った契約については、なお従前の例によらぬ。

青森県物品調達規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十号

青森県物品調達規則の一部を改正する規則

青森県物品調達規則（昭和三十三年三月青森県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第七條並びに別表第十一号及び第十二号中「経理課長」を「会計管理課長」と改める。

第一号様式の(その1)中

部 長	次 長	課 長	カ-ナ-ク-	サ-ク-	ゲ-ル-	イ-員	起案者
							年 月 日

を

部 長	次 長	課 長	課長代理	カ-タ-シ-カ	サ-タ-シ-カ	ゲル-ノ-員	起案者
							年月日

改め、回覧中の(ホシ)中

経理課長	カ-タ-シ-カ	サ-タ-シ-カ	ゲル-ノ-員	起案者
				年月日

を

会計管理課長	課長代理	カ-タ-シ-カ	サ-タ-シ-カ	ゲル-ノ-員	起案者
					年月日

に

改める。

振川町議会の(ホシ)中

部 長	次 長	課 長	カ-タ-シ-カ	サ-タ-シ-カ	ゲル-ノ-員	起案者
						年月日

を

部 長	次 長	課 長	課長代理	カ-タ-シ-カ	サ-タ-シ-カ	ゲル-ノ-員	起案者
							年月日

に

改め、回覧中の(ホシ)中

出納局長	出納局次長	経理課長	カ-タ-シ-カ	サ-タ-シ-カ	ゲル-ノ-員	起案者
						年月日

を

出納局長	出納局次長	会計管理課長	課長代理	カ-タ-シ-カ	サ-タ-シ-カ	ゲル-ノ-員	起案者
							年月日

に

改める。

第三町議会の(ホシ)中

部 長	次 長	課 長	カ-タ-シ-カ	サ-タ-シ-カ	ゲル-ノ-員	起案者
						年月日

を

部 長	次 長	課 長	課長代理	カ-タ-シ-カ	サ-タ-シ-カ	ゲル-ノ-員	起案者
							年月日

に

改め、回覧中の(ホシ)中

出納局長	出納局次長	経理課長	カ-タ-シ-カ	サ-タ-シ-カ	ゲル-ノ-員	起案者
						年月日

を

出納局長	出納局次長	会計管理課長	課長代理	カ-タ-シ-カ	サ-タ-シ-カ	ゲル-ノ-員	起案者
							年月日

に

改める。

振川町議会で「青森県出納局経理課長」及び「青森県出納局会計管理課長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓

青森県訓令第二十一号

青森県知事 三村 申吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三村 申吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第十二号」を「第十一号」に、「第十三号」を「第十二号」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号の前に次の一号を加える。

十五 料金後納郵便物等差出票（第十号様式）

第二十二条第一項の表第一号アイ中「経理課長」を「会計管理課長」に改める。

第五十条第一項中「郵便（現金書留及び代金引換えの取扱いによるものを除く。）及び」を「総務学事課長が定める国の機関、市町村、出先機関等に郵便又は「に、」によるものに」を「より行うもの（親展、秘扱い、書留、速達その他の特殊取扱いによるものを除く。）に」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 総務学事課において発送する文書及び物品は、原議とともに総務学事課に回付しなければならぬ。

第五十三条の見出しを削り、同条第一項第一号中「第五十条第二項ただし書」を「第五十条第一項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 郵便による文書等の発送は、料金後納として処理すること。

第五十三条第一項第三号中「郵便等料金計器計示額報告書及び郵便等料金表示額記録簿」を「料金後納郵便物等差出票」に改め、同条の前に見出しとして「（発送の要領等）」を付す。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条 主管課における文書及び物品の発送は、次に掲げる要領により行わなければならない。

一 文書及び物品の発送は、料金後納として処理すること。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

二 前号本文の処理は、料金後納郵便物等差出票により所定の手続をとること。

2 主管課において文書又は物品を発送したときは、主管課長は、その発送に係る原議の発送年月日欄に発送年月日を記入しなければならない。

第七十四条第一項第十一号を次のように改める。

十一 料金後納郵便物等差出票

第八十七条に次の一項を加える。

2 庶務担当課において発送する文書及び物品は、主管課等において、封かん、封装

又は包装をし、親展、秘扱い、書留、速達その他の特殊取扱いのものは封皮にその表示をした上で、原議とともに庶務担当課に回付しなければならない。ただし、庶務担当課長が定める本庁、市町村、出先機関等に発送する文書及び物品（特殊取扱いのものを除く。）は、原議とともに庶務担当課に回付すればよい。

第八十七条の二第二号中「郵便に」を「郵便等に」に、「料金後納郵便物等差出票」を「料金後納郵便物等差出票」に改める。

第八十八条中「第五十条（第一項及び第四項を除く。）」を「第五十条第三項」に改め、同条の表第五十条第二項の項を削る。

別表第二中

「あおせうの」の「あ」の欄に「あ」を

あ	あ	あ	あ	あ
あ	あ	あ	あ	あ

あ	あ	あ	あ	あ
あ	あ	あ	あ	あ

第十号様式を次のように改める。

五 義援金品に関すること。

第三条出納班の項を次のように改める。
財務指導班

一 他の班の実施事項の応援に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百十号

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程

青森県営林の立木及び素材売払規程（昭和三十八年四月青森県告示第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二号様式の第九条中「附3. 6(パーセント)」を「附3. 3(パーセント)」に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県告示第二百一十号

平成十九年七月一日青森県告示第五百一十号（会計管理者の事務の一部委任）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

出納員の項の表中

<p>知事部局（公所を除く。）、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局（以下「知事部局等」という。）に属する物品の出納及び保管並びにこれらに附帯する事務</p>	<p>出納局経理課長の職にある出納員</p>
<p>一 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「規則」という。）第七条第一項第三号に規定する収入金のうち知事部局等、教育委員会事務局（公所を除く。以下同じ。）、公安委員会及び警察本部に属する収入金（放置違反金（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の四第一項に規定する放置違反金をいう。以下同じ。）及びこれに係る延滞金を除く。）及びこれに依る延滞金を除く。）で分任出納員が取り扱う収納事務 二 知事部局等に属する入札保証金及び契約保証金の収納事務</p>	<p>出納局出納課長の職にある出納員</p>
<p>一 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「規則」という。）第七条第一項第三号に規定する収入金のうち知事部局（公所を除く。）、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局（以下「知事部局等」という。）、教育委員会事務局（公所を除く。以下同じ。）、公安委員会及び警察本部に属する収入金（放置違反金（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の四第一項に規定する放置違反金をいう。以下同じ。）及びこれに係る延滞金を除く。）で分任出納員が取り扱う収納事務 二 知事部局等に属する入札保証金及び契約保証金の収納事務 三 知事部局等に属する物品の出納及び保管並びにこれらに附帯する事務</p>	<p>出納局会計管理課長の職にある出納員</p>

を

<p>公所に属する次に掲げる事務（地域県民局県税部の出納員に委任された当該地域県民局県税部に属する事務を除く。）</p> <p>一 税外諸収入金及び歳出戻入金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関する事。</p> <p>二 支出負担行為の確認に関する事。</p> <p>三 一時取扱金の出納（払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。）及び保管に関する事。</p> <p>四 物品の出納及び保管に関する事。</p> <p>五 前各号に規定する事務に附帯する事務に関する事。</p>	<p>公所の出納員 （地域県民局 県税部の出納員を除く。）</p>
<p>公所（地域県民局を除く。）に属する次に掲げる事務</p> <p>一 税外諸収入金及び歳出戻入金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関する事。</p> <p>二 支出負担行為の確認に関する事。</p> <p>三 一時取扱金の出納（払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。）及び保管に関する事。</p> <p>四 物品の出納及び保管に関する事。</p> <p>五 前各号に規定する事務に附帯する事務に関する事。</p> <p>地域県民局に属する次に掲げる事務（県税部の出納員に委任された当該県税部に属する事務を除く。）</p> <p>一 税外諸収入金及び歳出戻入金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関する事。</p> <p>二 支出負担行為の確認に関する事。（東青地域県民局地域整備部、地域農林水産部（下北地域県民局地域農林水産部を除く。）の農村整備事務を担当する内部組織並びに西北地域県民局地域農林水産部の林業又は畜産業の事務を担当する内部組織、つがる家畜保健衛生所、鱒ヶ沢水産事務所及び西北地方漁港漁場整備事務所に係るものに限る。）</p> <p>三 一時取扱金の出納（払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。）及び保管に関する事。</p>	<p>公所（地域県民局を除く。）の出納員</p> <p>地域県民局の出納員（地域連携部管理室審査指導課長の職にある出納員及び県税部の出納員を除く。）</p>

<p>四 物品の出納及び保管に関する事。</p> <p>五 前各号に規定する事務に附帯する事務に関する事。</p> <p>地域県民局（東青地域県民局を除く。）に属する次に掲げる事務（地域県民局の出納員（地域連携部管理室審査指導課長の職にある出納員及び県税部の出納員を除く。）に委任された当該地域県民局に属する事務及び県税部の出納員に委任された当該県税部に属する事務を除く。）</p> <p>一 支出負担行為の確認に関する事。</p> <p>二 前号に規定する事務に附帯する事務に関する事。</p>	<p>地域県民局の 地域連携部管 理室審査指導 課長の職にあ る出納員</p>
<p>に改め、分任出納員の項の表中「出納局出納課長」を「出納局会計管理課長」に、</p> <p>「二 青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第二十 四条の保有個人情報が記録されている行政文書の写し等の作成及び送付に要 する費用</p> <p>「一 青森県政情報センターの行政資料の写しの作成及び送付に要する費用</p> <p>三 青森県政情報センターの行政資料の頒布を有償による場合の当該行政資 料の頒布代金及び送付に要する費用</p> <p>四 青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第二十 四条の保有個人情報が記録されている行政文書の写し等の作成及び送付に要 する費用</p> <p>改める。</p>	<p>に</p>

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭